

運賃等改定について

<目次>

第1 市内循環バスの運賃改定

- 1 これまでの経緯等 …P 1
- 2 運賃の改定について …P 1
- 3 運賃割引制度の見直し …P 2
- 4 利用者への周知 …P 3

第2 乗合タクシーの利用料改定

- 1 これまでの経緯等 …P 3
- 2 利用料の改定について …P 3

第1 市内循環バスの運賃改定

1 これまでの経緯等

平成26年1月28日開催の地域公共交通会議において、平成26年4月の消費税率改定(5%→8%)に合わせた市内循環バス運賃の改定について、次のとおり協議がととのった経過がある。

- ・ 現行の運賃は、この1年前の平成25年4月に改定(100円均一→170円均一)されてから1年しか経過していないことから、利用者(市民)の乗車抵抗が懸念される。
- ・ 多額の設備改修費のほか、パンフレットや回数券の再印刷等の費用を必要とする。



- ・ 平成26年4月の消費税率改定時には、現行運賃に据え置くこととする。
- ・ その後に予定される消費税率改定(8%→10%)に合わせて、路線バスの初乗り運賃との整合を図ることを踏まえ運賃の検討を行うこととする。

2 運賃の改定について【協議事項】

平成26年の地域公共交通会議での結論の内容を踏まえ、令和元年10月1日に予定されている消費税率改定に合わせて、次のとおり運賃を改定する。

なお、今回の運賃改定では、路線バスと同様、現金運賃とIC運賃を区別する方式に変更する。

【協議事項】

区分	現行 (現金・IC共通)	改定後		
		現金運賃	IC運賃	備考
大人	170円	180円	178円	
大人(障害者)	90円	90円	89円	大人の半額
小学生	90円	90円	89円	〃
小学生(障害者)	50円	50円	45円	小学生の半額
未就学児	無料	無料	無料	
シルバーパス利用者	無料	無料	無料	

※改定額の考え方

大人(現金) $170円 \times 110 / 105 \doteq 180円$ (10円未満四捨五入)

大人(IC) $170円 \times 110 / 105 \doteq 178円$ (1円未満四捨五入)

3 運賃割引制度の見直し【協議事項】

(1) バス利用特典サービスについて

① バス利用特典サービスの概要

- ・ バス利用特典サービス（通称「バステ」）とは、PASMO・SuicaなどのICカード払いを行う利用客に対し、利用額に応じてポイントが付与されるサービス
- ・ 1か月のバス利用（全てのバス利用特典サービスの対象路線）の中でIC運賃支払額が一定の金額に達するごとに、次回の乗車時に運賃が割引される。

【例】1,000円利用 ⇒ 100円割引（割引率：100円÷1,000円＝10%）

3,000円利用 ⇒ 累計360円割引（割引率：360円÷3,000円＝12%）

5,000円利用 ⇒ 累計850円割引（割引率：850円÷5,000円＝17%）

【参考】現行の回数券（大人）… 販売金額：2,000円、利用可能額：2,210円（170円×13枚）
（割引率：210円÷2,000円＝10.5%）

② バステの導入効果

- ・ 乗車回数が多いほど運賃が割引されるため、通勤・通学等のためのバス（市内循環バス）利用者増が期待される。
- ・ 現金払いより安価なIC運賃の設定と合わせることで、一層の割引感をIC利用者にも与えられる。
- ・ 現金払いがIC利用に転換され、円滑な運行に寄与（現金両替機会の減など）する。

③ MMシャトルへのバステの導入

令和元年10月1日から、運賃改定と合わせ、市内循環バスにバステを導入する。

(2) 回数券について

① 販売の終了

運賃割引制度として新たにバステを導入することから、令和元年9月30日をもって販売を終了する。

② 販売終了後の回数券の利用

令和元年10月1日以降においても、改定後の現金運賃との差額（大人の場合180円－170円＝10円）を支払うことにより、回数券を利用可とする。

なお、90円券利用者は改定前後の運賃が変わらないため差額支払いは不要となる。

③ 払戻しの対応

当面の間、期限を設けずに、従来と同様の方法・手数料により払戻しの対応を行う。

払戻しの対応を行う運行事業者の窓口は、今後、市と運行事業者との協議により決定し、十分な周知を行う。

$$\boxed{\text{払戻金額}} = \boxed{\text{販売金額} - \text{使用金額} - \text{払戻手数料} (210\text{円})}$$

【例】大人料金の回数券を850円分（170円×5回）使用した場合
2,000円－850円－210円＝940円が払戻金額

4 利用者への周知

改定（10月1日）1か月前の9月1日号の市報及び市ホームページ等により周知する。

【参考】・前回のルート等改正時（平成25年4月1日）

→市報掲載：3月15日号

・ワンコイン運賃試行開始時（平成23年5月1日）

→市報掲載：4月1日号、4月15日号、5月1日号

第2 乗合タクシーの利用料改定

1 これまでの経緯等

現在の乗合タクシー利用料は次のとおりであり、運行を開始して以降、利用料の変更は行っていない。

区分	利用料の額
一般（中学生以上）	300円
割引料金対象者 ※	150円
未就学児	無料

※ 障害者、要介護（要支援）認定者
シルバーパス所持者、小学生、介助者

2 利用料の改定について【協議事項】

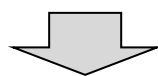
- ・ 現在の利用料（一般（中学生以上））は300円であり、消費税率引上げに伴う適正な利用料は、 $300円 \times 110 / 108 \div 306円$ （10円未満四捨五入であれば310円）となる。
- ・ 乗合タクシーの利用料支払方法は現金のみであり、100円未満の端数が生じる306円又は310円とすることに、円滑な運行の妨げ（釣銭の授受機会の増）や乗車抵抗が懸念される。
- ・ 利用者減の推定は困難だが、感度分析は次のとおりである。

（平成30年度実績を基に試算）

区分	利用料収入	増減見込み
平成30年度実績（利用者：4,028人）※1	670,650円	—
改定後収入見込み※2	利用者変化なし	+38,900円
	利用者5%減	+3,350円
	利用者10%減	-32,040円

※1 … 未就学児（無料）を含む

※2 … 一般（大人）：310円、割引料金対象者：160円として試算



利用料は現行のまま据え置くこととする。